ロ　当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ　当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

二　法第十六条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合　次に掲げる書類

イ　国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

(1)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(イ)　変更後の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書

(ロ)　変更後の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し

(2)　変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

ロ　イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

４　法第十六条第二項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

５～８　［略］

９　全部認定事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

10～12　［略］

（電気通信役務等の変更の報告）

第九条の二　法第十六条第一項の届出をした外国法人等は、その定めた国内代表者等が欠けるに至つたときは、遅滞なく、新たに国内代表者等を定めなければならない。

（電気通信役務等の変更の報告）

第十条　電気通信事業者は、第四条第四項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

２～４　［略］

（電気通信事業の承継に関する手続）

第十一条　認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続をとらなければならない。

一～三　［略］

２～４　［略］

５　法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一・二　［略］

［新設］

３～５　［同上］

６　全部認定事業者が第四項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

７～９　［同上］

［新設］

（電気通信役務等の変更の報告）

第十条　電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

２～４　同上

（電気通信事業の承継に関する手続）

第十一条　認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める手続をとらなければならない。

一～三　同上

２～４　同上

５　法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一・二　同上